



在日米軍駐留経費負担に係る特別協定改正議定書



我が国が在日米軍の駐留に係る経費の一部（労務費、光熱水料等及び訓練移転費）を負担すること等について定める現行の「在日米軍駐留経費負担に係る特別協定」（平成28年4月～令和3年3月）を令和4年3月まで1年間延長することについて定める。

- 我が国は、1987年（昭和62年）以降、日米地位協定において米側に負担義務がある経費の一部について、同協定の特則を定める特別協定を締結した上で負担してきた。
- 現行特別協定の1年延長は、現下の厳しい安全保障環境の下、在日米軍の安定的な駐留、円滑かつ効果的な運用を支え、一層強固な日米同盟を実現するのに資するもの。
- 現行特別協定は、2021年（令和3年）3月31日に失効する。したがって、本改正議定書についても日切れ扱いとする必要あり。

在日米軍駐留経費負担（HNS）

- HNS交渉では、日本側が特別協定に基づき負担する経費に加え、日米地位協定の範囲内で負担している提供施設整備費等も合わせて交渉。
- 日米両政府は、以下のとおり、現行の在日米軍駐留経費負担（HNS）の枠組み・水準を維持することを確認。

1 改正議定書

- （1）有効期間 平成28年4月1日に発効した現行特別協定を1年間（令和4年3月まで）延長。
- （2）労務費 令和2年度の日本側負担上限労働者数である23,178人を維持。
- （3）光熱水料等 現行特別協定における光熱水料等の日本側負担割合である61%及び日本側負担の上限額である約249億円を維持。
- （4）訓練移転費 現行特別協定の下での枠組みを維持。

2 提供施設整備

提供施設整備費の額については、令和3年度においても206億円を下回らないことを維持。

3 在日米軍駐留経費負担の規模

令和3年度の在日米軍駐留経費の日本側負担額は、約2,017億円となる。

在日米軍関係経費(令和3年度予算案)

(別紙)

在日米軍の駐留に関連する経費
(防衛省関係予算：4,011億円①+②)

在日米軍駐留経費負担 (2,017億円①)

- ・周辺対策 654億円
- ・施設の借料 1,018億円
- ・リロケーション 16億円
- ・その他(漁業補償等) 305億円

計：1,993億円②

防衛省関係予算 以外

- ・他省庁分(基地交付金等)
- ・提供普通財産借上試算

(注3)

- ・提供施設整備(FIP) 218億円
- ・労務費(福利費等) 261億円

計：479億円

特別協定による負担(1,643億円)

- ・労務費(基本給等) 1,294億円
- ・光熱水料等 234億円
- ・訓練移転費(NLP) 10億円

計：1,538億円

SACO関係経費 (144億円)

- ・土地返還のための事業 3億円
- ・訓練改善のための事業 1億円
- ・SACO事業の円滑化を図るための事業 126億円

計：130億円

米軍再編関係経費 (2,044億円)

- ・在沖米海兵隊のグアムへの移転 441億円
- ・沖縄における再編のための事業 786億円
- ・空母艦載機の移駐等のための事業 31億円
- ・緊急時使用のための事業 264億円
- ・訓練移転のための事業(現地対策本部経費)0.8億円
- ・再編関連措置の円滑化を図るための事業 431億円

計：1,953億円

- ・訓練移転費 13億円(訓練改善のための事業の一つ)
- ・104号線越え射撃訓練
- ・パラシュート降下訓練

- ・訓練移転のための事業 91億円
- ・米軍再編に係る米軍機の訓練移転

注：1 特別協定による負担のうち、訓練移転費は、在日米軍駐留経費負担に含まれるものとSACO関係経費及び米軍再編関係経費に含まれるものがある。

2 SACO関係経費とは、沖縄県民の負担を軽減するためにSACO最終報告の内容を実施するための経費、米軍再編関係経費とは、米軍再編事業のうち地元の負担軽減に資する措置に係る経費である。他方、在日米軍駐留経費負担については、日米安保体制の円滑かつ効果的な運用を確保していくことは極めて重要との観点から我が国が自主的な努力を払ってきたものであり、その性格が異なるため区別して整理している。

3 在日米軍の駐留に関連する経費には、防衛省関係予算のほか、防衛省以外の他省庁分(基地交付金等：404億円、2年度予算)、提供普通財産借上試算(1,642億円、2年度試算)がある。

4 四捨五入のため、合計値があわないことがある。